

## 三重県総合博物館条例（案）の概要について

三重県総合博物館（仮称）の設置に関する事項は、博物館法第18条に基づき条例で定めることとされています。

博物館法（昭和二十六年十二月一日号外法律第二百八十五号）

（設置）

第十八条 公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

### 1 制定の考え方

三重県立博物館として約60年間にわたって蓄積してきた資料やネットワークを継承しつつも、新たな時代にふさわしい理念や使命のもと、公文書館機能などを有する新しい博物館として整備することから、「三重県立博物館条例（昭和39年3月25日三重県条例第49号）」を廃止し、「三重県総合博物館条例」を制定します。

### 2 制定内容

制定する博物館設置条例では、以下の項目について規定します。

- ① 設置目的・趣旨
- ② 設置場所、名称
- ③ 開館時間および休館日
- ④ 業務、博物館事業
- ⑤ 観覧料
- ⑥ 利用について（許可手続き、利用料金等）
- ⑦ 博物館協議会
- ⑧ 遵守事項、その他（規則への委任）

#### ※主な制定（予定）事項

##### ■名称

三重県総合博物館

##### ■開館時間

- ・ エントランスエリア、交流創造エリア（学習交流スペース、こども体験展示室、三重の実物図鑑等）など、来館者の活動エリア

[休館日を除く全日] 9時～19時

- ・ 展示エリア

[火～金] 9時～17時

※例えば、ゴールデンウィークや夏休み期間等の多客時は開館時間を延長するなど、柔軟に対応予定

[土、日、祝] 9時～19時

##### ■休館日

- ・ 毎週月曜日（祝日の場合は翌日）
- ・ 年末年始（12月29日～1月3日）
- ・ 別途定める日（特別休館日：くん蒸など）

※例えば、夏休み期間や他館と連携した休館日の特別開館など、柔軟に対応予定

##### ■観覧料等

- ・ エントランスエリア、交流創造エリア（学習交流スペース、こども体験展示室、三重の実物図鑑等）など、来館者の活動エリア  
無料

・展示エリア

		基本展示 観覧料	企画展示 観覧料	セット券 (基本展示と企画 展示を観覧可能)	年間 パスポート券
当 日 券	一般	500円	その都度定める	基本展示+企画展示 料金の2割引	1,600円
	高校生以下	無料	その都度定める (無料を基本)	設定なし	設定なし
	学生(大学、 各種専門学校 等)	300円	その都度定める (割引を基本)	基本展示+企画展示 料金の2割引	1,000円
	障がい者及び その付添者	無料	無料	設定なし	設定なし
	学校、児童福祉 施設としての利用	無料	無料	設定なし	設定なし
	「県民の日」 記念事業の日	無料	正規価格	設定なし	—
	家庭の日 (毎月第3日曜日)	正規価格の 2割引	正規価格の 2割引	正規価格の 2割引	—
	団体割引 (20名以上)	正規価格の 2割引	正規価格の 2割引	正規価格の 2割引	設定なし
前売券	設定なし	正規価格の 2割引	正規価格の 2割引	設定なし	

※太枠内：条例で規定する項目

■博物館協議会

博物館法第20条第1項の規定に基づき、三重県総合博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関として、「三重県総合博物館協議会」を設置。

博物館法（昭和二十六年十二月一日号外法律第二百八十五号）

（博物館協議会）

第二十条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

3 制定スケジュール

平成26年春の開館（※）に向け、遅くとも本年夏頃には名称や観覧料等の詳細を決定し、広報活動や営業活動を行う必要があります。

このため、本年6月の県議会に、設置条例の制定にかかる議案を提出する予定です。

※開館（オープン）予定日：平成26年4月19日（土）

（前日（4月18日）に記念式典等を実施予定）